

共同住宅（賃貸用アパート）等を取得（新築）された方へ

～固定資産税(償却資産)申告のお知らせ～

(お問い合わせ先) 吉見町役場 税務会計課 課税係

Tel.0493-54-5028

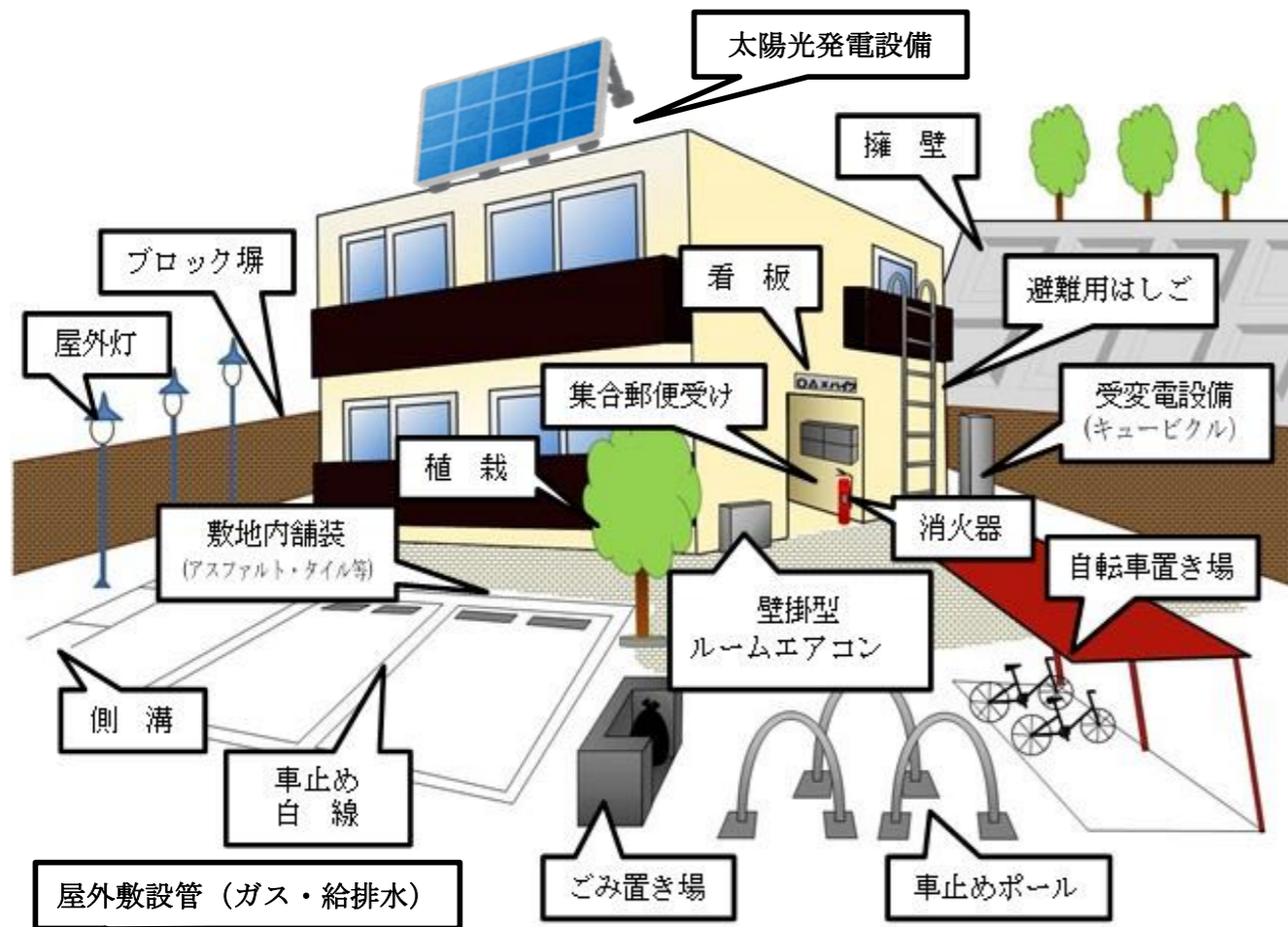
固定資産税は、土地と家屋以外にも「償却資産」(※)があります。

償却資産については、土地や家屋のように登記制度がないため、**所有されている方は申告していただく必要があります。**共同住宅（賃貸用アパート）等における償却資産に該当するものは、下の図にあるような建設設備や外構工事等となります。

つきましては、償却資産を所有している場合は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月31日までに吉見町役場・税務会計課まで申告してください。

【共同住宅(賃貸用アパート)等を建てられた場合の主な償却資産】

税務会計上は、すべてを建物本体に含めて減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建設設備や外構工事等は、「償却資産」の申告対象となります。なお、アパートの建物本体は「家屋」に該当しますので、申告は不要です。



○上記の例示として挙げているもの以外にも、償却資産に該当するものは申告が必要です。

※「償却資産」とは、会社や個人で事業をされている方の、土地及び家屋以外の有形の事業用資産(ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く)で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。また、償却資産の所有者は、毎年、1月1日現在での所有状況を資産が所在する市町村に申告することが法律で義務付けられています。(地方税法第383条)

申告の際には、次のように各資産について、工事内訳明細書等から名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を抽出して記入していただくことになります。(法人税又は所得税申告等で税理士が関与されている場合は、税理士に御相談ください。)

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

令和5年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち	
所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										吉見不動産株式会社		1枚目	
行番号	資産の種類	資産の名称等 (カタカナで記入)	数量	取得年月 年 月	取得価額 (円)	耐用年数	減価率	残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要		
01	1	アスファルトホソク	1	5 4 7	1,200,000	10	0.0					○2 3.4			
02	1	キューハイスイガスセツビ(オクガイ)	1	5 4 7	800,000	15	0.0					○2 3.4			
03	1	ガイトウ	1	5 4 7	300,000	10	0.0					○2 3.4			
04	1	ゴミオキバ	1	5 4 7	300,000	10	0.0					○2 3.4			
05	1	ショクサイコウジ	1	5 4 7	800,000	20	0.0					○2 3.4			
06	2	タイヨウコウハツテンセツビ	1	5 4 7	10,000,000	17	0.0					○2 3.4			
07	6	エアコン	1	5 4 7	800,000	6	0.0					○2 3.4			
08							0.0					1.2 3.4			
09							0.0					1.2 3.4			
10							0.0					1.2 3.4			
11							0.0					1.2 3.4			
12							0.0					1.2 3.4			
13							0.0					1.2 3.4			
14							0.0					1.2 3.4			
15							0.0					1.2 3.4			
16							0.0					1.2 3.4			
17							0.0					1.2 3.4			
18							0.0					1.2 3.4			
19							0.0					1.2 3.4			
20							0.0					1.2 3.4			
小計			7		14,200,000										

上記のとおり、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に各資産について記載していただき、資産の種類ごとの小計を「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」に転記してください。詳しくは、「固定資産税(償却資産)の申告の手引」を参照してください。

〈参考〉よく使用される資産の耐用年数(償却資産の耐用年数等に関する省令から抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
構築物	緑化施設及び庭園	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	下水道、飼育場及びへい	15
機械及び装置		主として金属製のもの	17